

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年2月20日
【中間会計期間】	第17期中（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）
【会社名】	株式会社ドーン
【英訳名】	Dawn Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 滝野 秀一
【本店の所在の場所】	神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
【電話番号】	078（222）9700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 近藤 浩代
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
【電話番号】	078（222）9700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 近藤 浩代
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成18年 6月1日 至平成18年 11月30日	自平成19年 6月1日 至平成19年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成18年 5月31日	自平成18年 6月1日 至平成19年 5月31日
売上高（千円）	308,171	193,518	226,093	624,380	518,659
経常利益又は経常損失（△） （千円）	11,401	△71,073	△22,980	11,732	△81,476
中間（当期）純利益又は中間 （当期）純損失（△） （千円）	5,998	△56,320	△15,244	5,825	△68,785
持分法を適用した場合の投資 利益又は投資損失（△） （千円）	△1,040	△1,409	648	△2,081	△2,450
資本金（千円）	360,150	363,650	363,950	361,650	363,950
発行済株式総数（株）	12,748	12,818	12,824	12,778	12,824
純資産額（千円）	1,383,539	1,320,654	1,276,901	1,384,645	1,309,880
総資産額（千円）	1,598,308	1,466,979	1,438,468	1,576,707	1,446,102
1株当たり純資産額（円）	108,529.89	103,031.28	100,988.71	108,361.71	102,142.88
1株当たり中間（当期）純利 益又は中間（当期）純損失 （△）（円）	470.53	△4,394.51	△1,191.80	456.88	△5,365.50
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益（円）	462.42	—	—	448.71	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	1,000.00	—
自己資本比率（%）	86.6	90.0	88.8	87.8	90.6
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△20,960	△88,445	△10,185	23,942	△11,232
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	29,214	△126,363	△75,338	127,410	△164,055
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△12,486	△8,420	△16,580	△9,538	△7,910
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（千円）	322,043	244,862	182,788	468,091	284,893
従業員数（人）	26	23	21	28	23

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第16期中間期、第17期中間期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年11月30日現在

従業員数	21人
------	-----

(注) 従業員数は、取締役を除く就業人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格等の原材料高の影響が各方面で見られましたが、引き続き堅調な企業収益に支えられ緩やかな回復基調で推移いたしました。

情報サービス業界におきましても、企業を中心に情報化投資は堅調に推移しておりますが、当社の主要顧客である地方自治体等においては、依然として緊縮財政により総じて公共投資は低調であります。また、顧客のコストや納期、品質に対する要求が強まっており、さらなる生産性の向上が必要となる一方で技術力のあるIT技術者の確保が困難であること等、当社の経営環境は厳しい状態が続いております。

このような状況のもと、当社は、営業面では大規模な設備管理GISの受託開発や地図情報配信サービスの案件獲得に注力するとともに、開発面では新製品のGIS基本ソフトウェア「GeoBase.NET」を一般顧客向けに機能拡充に取り組みました。

これらの活動の結果、受託開発において通信事業者や電力会社向けの設備管理GISや地図情報配信サービス関連のシステム開発の受注が好調であったことから、売上高は226,093千円（前年同期比16.8%増）となりました。

利益面においては、売上高の増加に加え開発体制の見直しによって受託開発の利益率が向上したこと等により、売上総利益は95,926千円（前年同期比52.9%増）となりました。また、経費削減に努めた結果、前年同期と比較して支払手数料等の販売費及び一般管理費が減少し、営業損失28,020千円（前年同期比40,441千円の損失の減少）、経常損失22,980千円（前年同期比48,093千円の損失の減少）、中間純損失15,244千円（前年同期比41,075千円の損失の減少）となりました。

(2) 品目別内容

品目別の売上構成比は、製品売上が95.4%（前年同期は84.0%）、商品売上は4.6%（前年同期は16.0%）となっております。なお、品目別の実績は次のとおりであります。

（製品売上）

a) ライセンス販売

ライセンス販売につきましては、依然として自治体の予算状況が厳しいことから、新規案件の開拓が難しく93,282千円（前年同期比13.5%減）となりました。

b) 受託開発等

受託開発につきましては、前事業年度に引き続き通信事業者や電力会社向けシステム開発を受注したことに加え、地図情報配信サービス関連のシステム開発の受注等により、122,522千円（前年同期比123.7%増）となりました。

以上の結果、製品売上の売上高は215,804千円（前年同期比32.7%増）となりました。

（商品売上）

商品売上につきましては、デジタル地図の販売においても特筆すべき案件が無かったことから10,289千円（前年同期比66.7%減）となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが10,185千円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが75,338千円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが16,580千円の支出となったため、前事業年度末に比べ102,104千円減少し、当中間会計期間末には182,788千円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果支出した資金は、10,185千円（前年同期は88,445千円の支出）となりました。これは、仕入債務の増加額が21,287千円、減価償却費が12,340千円あったものの、売上債権の増加額が36,100千円、税引前中間純損失が22,980千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果支出した資金は、75,338千円（前年同期は126,363千円の支出）となりました。これは有価証券の償還による収入が80,000千円あった一方で、定期預金の預入による支出が130,000千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果支出した資金は、16,580千円（前年同期は8,420千円の支出）となりました。これは主に自己株式の取得による支出が16,416千円あったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
受託開発	122,949	155.0
合計	122,949	155.0

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注状況は次のとおりであります。

品目	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)			
	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
受託開発	110,189	112.8	64,631	55.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
製品売上	215,804	132.7
ライセンス販売	93,282	86.5
受託開発	122,522	223.7
商品売上	10,289	33.3
合計	226,093	116.8

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先名	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	38,421	19.9	28,755	12.7
株式会社ジェイ・ピー・システムズ	24,650	12.7	—	—
日興通信株式会社	23,330	12.1	—	—

- ※1. 上記の金額は、製品売上と商品売上の合計額であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間会計期間の株式会社ジェイ・ピー・システムズと日興通信株式会社については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間会計期間における研究開発活動としては、GIS基本ソフトウェアの「GeoBase.NET」を一般顧客向けに機能拡充に取り組みました。また、GPSで取得した位置情報をGISで利用するためのシステム開発に取り組みました。

当中間会計期間における研究開発費の総額は、24,983千円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,000
計	45,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年2月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,824	12,824	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)	—
計	12,824	12,824	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権を含む。)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりであります。

（平成13年3月21日臨時株主総会決議・平成13年4月10日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成19年11月30日）	提出日の前月末現在 （平成20年1月31日）
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	326株	326株
新株予約権の行使時の払込金額	32,600,000円（注）1	32,600,000円（注）1
新株予約権の行使期間	平成15年4月11日から 平成20年4月10日まで	平成15年4月11日から 平成20年4月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円
新株予約権の行使の条件	（注）2	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	（注）2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権の行使時の払込金額は、付与対象者（新株発行請求権者）全員が新株発行請求権を行使した場合の金額を表示しております。

2. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 当社が株式上場するまでは、新株引受権を行使できないものとする。

(2) 被付与者が死亡した場合、その相続人は本新株引受権を相続することはできず、したがって、新株引受権は消滅する。

(3) 被付与者が退職した場合、新株引受権は消滅する。

(4) 新株引受権の全部又は一部を他に譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることはできない。

(5) その他細目については当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株引受権付与契約」に定めるものとする。

3. 株式分割又は調整前発行価額を下回る価額による新株等の発行等が行われる場合は、次の算式により新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額を調整し、それに伴って付与する新株引受権の株式数を次の算式により調整します。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

$$\text{調整後の付与する引受権の株式数} = \frac{\text{調整前発行価額} \times \text{調整前の付与する引受権の株式数}}{\text{調整後の発行価額}}$$

4. 株式分割又は調整前発行価額を下回る価額による新株等の発行等が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整します。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割、新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成13年8月21日付及び平成13年9月26日付の株式分割により、株式の数は「平成13年3月21日臨時株主総会決議」に係るものでは取締役に対して480株に、従業員に対して420株に調整されております。また、発行価格はそれぞれ100,000円に調整されております。

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成14年8月23日定時株主総会決議・平成15年5月27日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	16個	16個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16株(注)1	16株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	4,464,000円(注)2	4,464,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年8月24日から 平成21年8月23日まで	平成16年8月24日から 平成21年8月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 279,000円 資本組入額 139,500円	発行価格 279,000円 資本組入額 139,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整します。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は、付与対象者(新株発行請求権者)全員が新株発行請求権を行使した場合の金額を表示しております。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による千円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行(旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当該ストックオプションに係わる行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の発行時において当社の取締役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 対象者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を相続することはできない。

(3) 対象者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れ、その他の処分をすることができない。

(4) その他、権利行使の条件は総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」により定めるものとする。

(平成17年8月25日定時株主総会決議・平成17年11月14日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50株(注)1	50株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	10,850,000円(注)2	10,850,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年8月26日から 平成24年8月25日まで	平成19年8月26日から 平成24年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 217,000円 資本組入額 108,500円	発行価格 217,000円 資本組入額 108,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(平成17年8月25日定時株主総会決議・平成18年4月21日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50株(注)1	50株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	13,900,000円(注)2	13,900,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年8月26日から 平成24年8月25日まで	平成19年8月26日から 平成24年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 278,000円 資本組入額 139,000円	発行価格 278,000円 資本組入額 139,000円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てます。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は、付与対象者（新株発行請求権者）全員が新株発行請求権を行使した場合の金額を表示しております。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による千円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行（旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当該ストックオプションに係わる行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の発行時において当社の取締役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (2) 対象者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- (3) 対象者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れ、その他の処分をすることができない。
- (4) その他、権利行使の条件は総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」により定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年6月1日 ～平成19年11月30日	—	12,824	—	363,950	—	353,450

(5) 【大株主の状況】

平成19年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
滝野 秀一	神戸市垂水区	7,300	56.92
西岡 淳	兵庫県宝塚市	180	1.40
株式会社ドーン	神戸市中央区磯上通2丁目2番21号	180	1.40
江澤 春生	千葉市緑区	133	1.04
吉岡 輝雄	広島市西区	118	0.92
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番地1号	111	0.87
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	106	0.83
近藤 浩代	兵庫県西宮市	100	0.78
飯岡 政雄	千葉県銚子市	83	0.65
吉岡 徹治	広島市西区	75	0.58
計	—	8,386	65.39

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 180	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,644	12,644	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,824	—	—
総株主の議決権	—	12,824	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

②【自己株式等】

平成19年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ドーン	神戸市中央区磯上通二丁目2番21号	180	—	180	1.40
計	—	180	—	180	1.40

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	127,000	111,000	96,800	94,000	95,000	134,000
最低(円)	102,000	95,000	67,700	75,000	80,000	79,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年5月31日現在)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1. 現金及び預金	※1	795,442		848,448		905,727		
2. 売掛金		129,142		94,821		58,720		
3. 有価証券		174,255		89,275		114,133		
4. 仕掛品		17,796		2,662		2,376		
5. 貯蔵品		2,218		2,168		2,430		
6. 前払費用		4,223		4,530		6,136		
7. 未収消費税等	※2	997		—		165		
8. その他		11,246		2,001		2,398		
貸倒引当金		△5,129		△94		△58		
流動資産合計		1,130,193	77.0	1,043,813	72.6	1,092,031	75.5	
II 固定資産								
(1) 有形固定資産								
1. 建物		3,742		3,742		3,742		
減価償却累計額		△1,386	2,355	△1,721	2,020	△1,566	2,175	
2. 工具器具備品		9,647		10,401		9,895		
減価償却累計額		△6,335	3,311	△7,429	2,971	△6,944	2,950	
有形固定資産合計			5,667		4,992		5,126	
(2) 無形固定資産								
1. 特許権			485		109		219	
2. 商標権			253		168		199	
3. ソフトウェア			49,830		25,368		35,684	
4. ソフトウェア仮勘定			12,961		11,561		12,661	
5. その他			230		230		230	
無形固定資産合計			63,761		37,437		48,995	
(3) 投資その他の資産								
1. 投資有価証券			137,457		171,055		168,657	
2. 長期前払費用			166		668		521	
3. 長期性預金			100,000		150,000		100,000	
4. 長期未収入金			—		10,000		10,000	
5. 差入保証金			29,732		30,500		30,771	
貸倒引当金			—		△10,000		△10,000	
投資その他の資産合計			267,357		352,224		299,950	
固定資産合計			336,786	23.0	394,654	27.4	354,071	24.5
資産合計			1,466,979	100.0	1,438,468	100.0	1,446,102	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日現在)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年5月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		24,506		38,195		16,907	
2. 未払金		6,658		8,919		6,238	
3. 未払費用		3,906		3,161		4,374	
4. 未払法人税等		1,012		2,293		936	
5. 繰延税金負債		21,856		20,515		24,303	
6. 預り金		4,179		3,264		1,983	
7. 前受収益		16,635		16,285		14,824	
8. 賞与引当金		4,211		4,036		—	
9. 未払消費税等	※2	—		2,427		—	
流動負債合計		82,966	5.7	99,100	6.9	69,568	4.8
II 固定負債							
1. 繰延税金負債		17,657		9,574		16,151	
2. 役員退職慰労引当金		43,936		48,713		49,180	
3. 長期前受収益		1,764		4,179		1,323	
固定負債合計		63,357	4.3	62,467	4.3	66,654	4.6
負債合計		146,324	10.0	161,567	11.2	136,222	9.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		363,650	24.8	363,950	25.3	363,950	25.2
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		353,150		353,450		353,450	
資本剰余金合計		353,150	24.1	353,450	24.6	353,450	24.4
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
プログラム等準備金		105,888		67,205		85,389	
繰越利益剰余金		497,248		508,221		505,281	
利益剰余金合計		603,136	41.1	575,426	40.0	590,670	40.9
4. 自己株式		—	—	△16,416	△1.1	—	—
株主資本合計		1,319,936	90.0	1,276,409	88.8	1,308,070	90.5
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		718		491		1,809	
評価・換算差額等合計		718	0.0	491	0.0	1,809	0.1
純資産合計		1,320,654	90.0	1,276,901	88.8	1,309,880	90.6
負債及び純資産合計		1,466,979	100.0	1,438,468	100.0	1,446,102	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			193,518	100.0		226,093	100.0		518,659	100.0
II 売上原価			130,775	67.6		130,167	57.6		349,357	67.4
売上総利益			62,743	32.4		95,926	42.4		169,301	32.6
III 販売費及び一般管理 費			131,205	67.8		123,946	54.8		248,101	47.8
営業損失			68,461	△35.4		28,020	△12.4		78,800	△15.2
IV 営業外収益										
1. 受取利息		549			1,838			1,696		
2. 有価証券利息		775			781			1,539		
3. 受取配当金		1,005			1,766			2,079		
4. 投資事業組合出資 金運用益		—			0			1,814		
5. その他		194	2,525	1.3	820	5,208	2.3	194	7,324	1.4
V 営業外費用										
1. 投資事業組合出資 金運用損		137			—			—		
2. その他		5,000	5,137	2.6	167	167	0.1	10,000	10,000	1.9
経常損失			71,073	△36.7		22,980	△10.2		81,476	△15.7
VI 特別利益										
1. 貸倒引当金戻入益		8	8	0.0	—	—	—	78	78	0.0
VII 特別損失										
1. 固定資産除却損		78			—			78		
2. 過年度役員退職慰 労引当金繰入額		1,644	1,722	0.9	—	—	—	3,288	3,366	0.6
税引前中間(当期) 純損失			72,787	△37.6		22,980	△10.2		84,763	△16.3
法人税、住民税及 び事業税		296			1,725			593		
法人税等調整額		△16,763	△16,467	△8.5	△9,461	△7,735	△3.5	△16,570	△15,977	△3.1
中間(当期)純損 失			56,320	△29.1		15,244	△6.7		68,785	△13.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

	株主資本					評価・換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金			
			プログラム等準備金	繰越利益剰余金		
前事業年度末残高 (千円)	361,650	351,150	126,387	545,847	1,385,034	△388
中間会計期間中の変動額 (千円)						
新株予約権の行使による株式の発行	2,000	2,000			4,000	
剰余金の配当				△12,778	△12,778	
プログラム等準備金の取崩			△20,498	20,498	—	
中間純損失				△56,320	△56,320	
株主資本以外の項目の 当中間会計期間中の変動額（純額）					—	1,107
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	2,000	2,000	△20,498	△48,599	△65,098	1,107
当中間会計期間末残高 (千円)	363,650	353,150	105,888	497,248	1,319,936	718

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

	株主資本					評価・換算差額等	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益剰余金				
			プログラム等準備金	繰越利益剰余金			
前事業年度末残高 (千円)	363,950	353,450	85,389	505,281	—	1,308,070	1,809
中間会計期間中の変動額 (千円)							
プログラム等準備金の取崩			△18,184	18,184		—	
中間純損失				△15,244		△15,244	
自己株式の取得					△16,416	△16,416	
株主資本以外の項目の 当中間会計期間中の変動額（純額）						—	△1,317
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	—	—	△18,184	2,940	△16,416	△31,661	△1,317
当中間会計期間末残高 (千円)	363,950	353,450	67,205	508,221	△16,416	1,276,409	491

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

	株主資本					評価・換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券評価 差額金
		資本準備金	その他利益剰余金			
			プログラム 等準備金	繰越利益 剰余金		
前事業年度末残高 (千円)	361,650	351,150	126,387	545,847	1,385,034	△388
当事業年度中の変動額 (千円)						
新株予約権の行使による株式の発行	2,300	2,300			4,600	
剰余金の配当（注）				△12,778	△12,778	
プログラム等準備金の取崩			△40,997	40,997	－	
当期純損失				△68,785	△68,785	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)					－	2,198
当事業年度中の変動額合計 (千円)	2,300	2,300	△40,997	△40,566	△76,963	2,198
当事業年度末残高 (千円)	363,950	353,450	85,389	505,281	1,308,070	1,809

(注) 平成18年8月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純損失		△72,787	△22,980	△84,763
減価償却費		14,913	12,340	30,540
固定資産除却損		78	—	78
貸倒引当金の増加額		4,991	36	9,921
賞与引当金の増加額		4,211	4,036	—
役員退職慰労引当金 の増加額 (△:減少 額)		5,244	△466	10,488
受取利息及び配当金		△1,555	△3,605	△3,775
有価証券利息		△775	△781	△1,539
投資事業組合出資金 運用益		—	△0	△1,814
投資事業組合出資金 運用損		137	—	—
売上債権の減少額 (△:増加額)		8,353	△36,100	78,775
たな卸資産の増加額		△17,499	△24	△2,291
仕入債務の増加額 (△:減少額)		△21,965	21,287	△29,565
前払費用の減少額		4,699	1,605	2,786
差入保証金の減少額		9,728	271	8,689
未払金の増加額 (△減少額)		△367	3,093	△945
預り金の増加額 (△:減少額)		△1,500	1,280	△3,695
未払消費税等の増加 額 (△:減少額)		△218	2,427	△218
前受収益の増加額 (△:減少額)		△98	4,316	△2,350
その他		△10,664	△1,036	△11,052
小計		△75,075	△14,298	△732
利息及び配当金の受 取額		2,377	4,346	4,928
法人税等の支払額		△15,747	△984	△15,427
法人税等の還付額		—	750	—
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△88,445	△10,185	△11,232

		前中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 6月 1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金の払戻による収入		20,000	—	20,000
定期預金の預入による支出		△140,000	△130,000	△190,000
有価証券の取得による支出		△30,136	—	△30,136
投資有価証券の取得による支出		△9,908	△24,994	△50,118
有価証券の償還による収入		40,000	80,000	90,000
有形固定資産の取得による支出		△250	△754	△250
無形固定資産の取得による支出		△6,182	—	△6,182
出資金の分配金による収入		—	401	2,505
その他		113	7	126
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△126,363	△75,338	△164,055
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
株式の発行による収入		4,000	—	4,600
配当金の支払額		△12,420	△163	△12,510
自己株式の取得による支出		—	△16,416	—
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△8,420	△16,580	△7,910
IV 現金及び現金同等物の 減少額		△223,228	△102,104	△183,197
V 現金及び現金同等物の 期首残高		468,091	284,893	468,091
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		244,862	182,788	284,893

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 関連会社株式 総平均法にもとづく原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 a. 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。 b. 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 a. 仕掛品 同左 b. 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 a. 仕掛品 同左 b. 貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具器具備品 3年～10年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具器具備品 3年～10年 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う損益への影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具器具備品 3年～10年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
	(2) 無形固定資産 a. 市場販売目的のソフトウェア 販売可能期間（3年間以内）の販売見込本数に基づき償却しております。 b. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。 c. その他の無形固定資産 定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 a. 市場販売目的のソフトウェア 同左 b. 自社利用のソフトウェア 同左 c. その他の無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 a. 市場販売目的のソフトウェア 同左 b. 自社利用のソフトウェア 同左 c. その他の無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いにあてるため、支給見込み額に基づき計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。 なお、過年度相当額（21,690千円）については、第12期より5年間の均等額を繰り入れることとし、年間繰入額の2分の1を特別損失に計上しております。 ただし、退任役員分については、退任時に一括費用処理しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、過年度相当額（21,690千円）については、第12期より5年間の均等額を繰り入れることとし、特別損失に計上しております。 ただし、退任役員分については、退任時に一括費用処理しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
5. 中間キャッシュ・フロー 計算書（キャッシュ・フ ロー計算書）における資 金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方 式によっております。 (2) 中間会計期間における税額計 算 中間会計期間に係る納付税額 及び法人税等調整額は、当期に おいて予定している利益処分に よるプログラム等準備金の取崩 しを前提として、当中間会計期 間に係る税額を計算しておりま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 —————	(1) 消費税等の会計処理 同左 —————

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
		<p>(固定資産の減価償却方法の変更) 平成19年度の法人税法の改正 (「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日 法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う損益への影響は軽微であります。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年11月30日現在)	前事業年度末 (平成19年5月31日現在)										
<p>※1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>130,073千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>130,073千円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末日現在、上記に対応する債務残高はありません。</p> <p>当社は取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座借越極度額</td> <td>50,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>－千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>50,000千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	130,073千円	計	130,073千円	当座借越極度額	50,000千円	借入実行残高	－千円	差引額	50,000千円		
現金及び預金	130,073千円											
計	130,073千円											
当座借越極度額	50,000千円											
借入実行残高	－千円											
差引額	50,000千円											
<p>※2. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。</p>	<p>※2. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>											

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)												
<p>1. 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>787千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>14,053千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	787千円	無形固定資産	14,053千円	<p>1. 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>639千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>11,557千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	639千円	無形固定資産	11,557千円	<p>1. 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,577千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>28,819千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	1,577千円	無形固定資産	28,819千円
有形固定資産	787千円													
無形固定資産	14,053千円													
有形固定資産	639千円													
無形固定資産	11,557千円													
有形固定資産	1,577千円													
無形固定資産	28,819千円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,778	40	—	12,818
合計	12,778	40	—	12,818

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加40株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	12,778	1,000	平成18年5月31日	平成18年8月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,824	—	—	12,824
合計	12,824	—	—	12,824
自己株式				
普通株式(注)	—	180	—	180
合計	—	180	—	180

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加180株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,778	46	—	12,824
合計	12,778	46	—	12,824

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加46株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年8月29日 定時株主総会	普通株式	12,778	1,000	平成18年5月31日	平成18年8月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 795,442千円	現金及び預金勘定 848,448千円	現金及び預金勘定 905,727千円
有価証券勘定 174,255千円	有価証券勘定 89,275千円	有価証券勘定 114,133千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △595,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △725,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △645,000千円
償還期間が3ヶ月を超える債券等 △129,835千円	償還期間が3ヶ月を超える債券等 △29,935千円	償還期間が3ヶ月を超える債券等 △89,968千円
現金及び現金同等物 244,862千円	現金及び現金同等物 182,788千円	現金及び現金同等物 284,893千円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 6月 1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年 6月 1日 至 平成19年 5月31日)																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>19,617</td> <td>4,577</td> <td>15,039</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,617</td> <td>4,577</td> <td>15,039</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	19,617	4,577	15,039	計	19,617	4,577	15,039	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>19,617</td> <td>8,500</td> <td>11,116</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,617</td> <td>8,500</td> <td>11,116</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	19,617	8,500	11,116	計	19,617	8,500	11,116	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>19,617</td> <td>6,539</td> <td>13,078</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,617</td> <td>6,539</td> <td>13,078</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	19,617	6,539	13,078	計	19,617	6,539	13,078
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
工具器具備品	19,617	4,577	15,039																																			
計	19,617	4,577	15,039																																			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
工具器具備品	19,617	8,500	11,116																																			
計	19,617	8,500	11,116																																			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																			
工具器具備品	19,617	6,539	13,078																																			
計	19,617	6,539	13,078																																			
<p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,872千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,302千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,174千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	3,872千円	1年超	11,302千円	合計	15,174千円	<p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,932千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,369千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,302千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	3,932千円	1年超	7,369千円	合計	11,302千円	<p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>3,902千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,343千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,246千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	3,902千円	1年超	9,343千円	合計	13,246千円																		
1年内	3,872千円																																					
1年超	11,302千円																																					
合計	15,174千円																																					
1年内	3,932千円																																					
1年超	7,369千円																																					
合計	11,302千円																																					
1年内	3,902千円																																					
1年超	9,343千円																																					
合計	13,246千円																																					
<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,040千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,961千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>126千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	2,040千円	減価償却費相当額	1,961千円	支払利息相当額	126千円	<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,040千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,961千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>96千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	2,040千円	減価償却費相当額	1,961千円	支払利息相当額	96千円	<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,080千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,923千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>237千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	4,080千円	減価償却費相当額	3,923千円	支払利息相当額	237千円																		
支払リース料	2,040千円																																					
減価償却費相当額	1,961千円																																					
支払利息相当額	126千円																																					
支払リース料	2,040千円																																					
減価償却費相当額	1,961千円																																					
支払利息相当額	96千円																																					
支払リース料	4,080千円																																					
減価償却費相当額	3,923千円																																					
支払利息相当額	237千円																																					
<p>4. 減価償却費相当額の算定法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>4. 減価償却費相当額の算定法</p> <p>同左</p>	<p>4. 減価償却費相当額の算定法</p> <p>同左</p>																																				
<p>5. 利息相当額の算定法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>5. 利息相当額の算定法</p> <p>同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>	<p>5. 利息相当額の算定法</p> <p>同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>																																				

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	540	1,686	1,146
(2) 債券			
国債・地方債等	60,009	59,805	△204
社債	135,094	134,396	△698
その他	—	—	—
(3) その他	19,995	20,676	680
合計	215,639	216,563	924

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関連会社株式	
非上場株式	41,250
(2) その他有価証券	
キャッシュ・リザーブ・ファンド	30,272
マネー・マネジメント・ファンド	11,931
投資事業有限責任組合出資金	9,478
フリー・ファイナンシャル・ファンド	2,143

当中間会計期間末 (平成19年11月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	540	1,282	742
(2) 債券			
国債・地方債等	39,994	39,999	4
社債	79,955	79,803	△151
その他	—	—	—
(3) その他	30,205	30,254	48
合計	150,694	151,338	643

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関連会社株式	
非上場株式	41,250
(2) その他有価証券	
マネー・マネジメント・ファンド	57,116
投資事業有限責任組合出資金	8,401
フリー・ファイナンシャル・ファンド	2,150

前事業年度末 (平成19年5月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	540	1,646	1,106
(2) 債券			
国債・地方債等	40,000	39,716	△284
社債	134,955	134,624	△331
その他	—	—	—
(3) その他	30,205	31,807	1,602
合計	205,701	207,793	2,092

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関連会社株式	
非上場株式	41,250
(2) その他有価証券	
マネー・マネジメント・ファンド	21,945
投資事業有限責任組合出資金	9,581
フリー・ファイナンシャル・ファンド	2,146

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

当中間会計期間において付与されたストック・オプションはありません。

当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

当中間会計期間において付与されたストック・オプションはありません。

前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年4月 ストック・オプション	平成15年5月 ストック・オプション	平成17年11月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4名 当社使用人 10名	当社使用人 17名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
ストック・オプション数	普通株式 900株	普通株式 44株	普通株式 50株	普通株式 50株
付与日	平成13年4月10日	平成15年5月27日	平成17年11月14日	平成18年4月21日
権利確定条件	付与日(平成13年4月10日)以降、権利確定日(平成15年4月11日～平成20年4月10日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成15年5月27日)以降、権利確定日(平成16年8月24日～平成21年8月23日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成17年11月14日)以降、権利確定日(平成19年8月26日～平成24年8月25日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年4月21日)以降、権利確定日(平成19年8月26日～平成24年8月25日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2～7年間(平成15年4月11日から平成20年4月10日まで)	1年3ヶ月～6年3ヶ月(平成16年8月24日から平成21年8月23日まで)	1年9ヶ月～6年9ヶ月(平成19年8月26日から平成24年8月25日まで)	1年4ヶ月～6年4ヶ月(平成19年8月26日から平成24年8月25日まで)
権利行使期間	平成15年4月11日から平成20年4月10日まで	平成16年8月24日から平成21年8月23日まで	平成19年8月26日から平成24年8月25日まで	平成19年8月26日から平成24年8月25日まで
権利行使価格(円)	100,000	279,000	217,000	278,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

[次へ](#)

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 6 月 1 日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年 6 月 1 日 至 平成19年 5 月31日)
関連会社に対する投資 の金額 41,250千円	関連会社に対する投資 の金額 41,250千円	関連会社に対する投資 の金額 41,250千円
持分法を適用した場合 の投資の金額 38,439千円	持分法を適用した場合 の投資の金額 37,565千円	持分法を適用した場合 の投資の金額 37,399千円
持分法を適用した場合 の投資損失の金額 1,409千円	持分法を適用した場合 の投資利益の金額 648千円	持分法を適用した場合 の投資損失の金額 2,450千円

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり純資産額 103,031.28円 1株当たり中間純損失 4,394.51円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、潜在株式は 存在するものの1株当たり中間純損 失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 100,988.71円 1株当たり中間純損失 1,191.80円 同左	1株当たり純資産額 102,142.88円 1株当たり当期純損失 5,365.50円 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、当期純損失 のため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益又は中 間純損失			
中間(当期)純損失(千円)	56,320	15,244	68,785
普通株主に帰属しない金額	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純損失 (千円)	56,320	15,244	68,785
普通株式の期中平均株式数(株)	12,816	12,791	12,820
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額	—	—	—
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	— (—)	— (—)	— (—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 平成14年8月23日定時 株主総会決議 (新株予約権18個) 平成17年8月25日定時 株主総会決議 (新株予約権100個)	新株引受権 平成13年3月21日定時 株主総会決議 (新株引受権326株) 新株予約権 平成14年8月23日定時 株主総会決議 (新株予約権16個) 平成17年8月25日定時 株主総会決議 (新株予約権100個)	新株予約権 平成14年8月23日定時 株主総会決議 (新株予約権16個) 平成17年8月25日定時 株主総会決議 (新株予約権100個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）平成19年8月30日近畿財務局長に提出。

(2) 自己株券買付状況報告書

自己株券買付状況報告書を平成19年10月10日、平成19年11月9日及び平成19年12月10日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月20日

株式会社ドーン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドーンの平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドーンの平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月20日

株式会社ドーン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドーンの平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドーンの平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。